

## Digital Frontier MIYAGI 商品開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域産業におけるIT導入推進及び先進的なデジタル技術等の活用による高度化を通じて本県の情報産業の振興を図るため、地域産業が求めるIT商品の商品化に取り組む県内IT関連中小企業等の開発・改良・製品最適化に要する経費について、当該県内IT関連中小企業等に対し、予算の範囲内においてDigital Frontier MIYAGI 商品開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2 この要綱における「県内IT関連中小企業等」とは、宮城県内に本拠を置くソフトウェアの開発等を行う中小企業又は中小企業で構成された共同体をいう。
- 2 この要綱における「本拠」とは、本社若しくは本店又は製品開発拠点をいう。
- 3 この要綱における「中小企業」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。
- 4 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業をいう。
- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
  - (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

### (交付対象等)

- 第3 補助金の交付対象となる事業は、県内IT関連中小企業等が実施する別表に掲げる事業とする。ただし、申請事業において、過年度の本事業で同型の補助金の交付を受けている場合は、対象外とする。
- 2 助成金など外部からの収入がある場合においては、当該収入の対象となる経費は、前項に定める補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

### (交付の申請)

- 第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 県内IT関連中小企業等は、前項の交付を申請する場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 発行3ヶ月以内の登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- (3) 財務諸表
- (4) 県税に未納がないことの証明書
- (5) 暴力団排除に関する宣誓書
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付決定）

第5 知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を評価するための審査会を開催し、その評価を参考として適正と認められるときは、交付申請を行った県内IT関連中小企業等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、交付決定に当たっては、第4第2項の規定により交付申請なされたものについて審査し、適当と認めたときは、補助対象経費から当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(遂行状況報告)

- 第7 知事は、必要があると認めるときは、規則第10条の規定による報告を求めることができる。
- 2 前項の報告は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

- 第8 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 実績報告書
  - (2) 決算総表
  - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

- 第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第6号によるものとする。

(補助事業終了後の報告)

- 第10 補助事業者は、補助事業の終了後概ね6ヵ月以内に本事業により開発又は改良した商品を市場へ投入し、その販売促進に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度の終了後30日以内に当該商品に関する過去1年間の販売状況等について様式第7号により報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項による報告において市場投入が確認できない場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(成果の発表及び調査)

第12 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 知事は、特に必要と認めるときには、補助事業者等に対して、業務状況等を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月17日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。
- 3 この要綱の規定は、令和 8 年度以降の認定商品に係る補助金に適用し、令和 7 年度以前の認定商品に係る補助金については、改正前の I T 商品導入促進事業補助金交付要綱の例による。

別表（第3関係）

	TYPE-I	TYPE-II
対象事業	<p>(1) 販売開始前のソフトウェア商品（ハードウェアに搭載されている場合や web サービスを含む。）の開発（軽微な改良を除く）を行い、製品最適化をした上で改善し、商品化する事業</p> <p>(2) 販売開始前のソフトウェア商品（ハードウェアに搭載されている場合や web サービスを含む。）について、製品最適化をした上で改善し、商品化する事業</p>	<p>(1) 販売開始前のソフトウェア商品（ハードウェアに搭載されている場合や web サービスを含む。）の開発（軽微な改良を除く）を行い、製品最適化をした上で改善し、商品化する事業</p> <p>(2) 販売開始前のソフトウェア商品（ハードウェアに搭載されている場合や web サービスを含む。）について、製品最適化をした上で改善し、商品化する事業</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーに対して試用提供を含む製品最適化を行う事業であること。</li> <li>・先進的技術の活用に補助金額の 1/3 以上を充当する事業であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーに対して試用提供を含む製品最適化を行う事業であること。</li> </ul>
補助率	補助事業に要する経費の 3 分の 2 以内	補助事業に要する経費の 3 分の 2 以内
補助額の限度	3 百万円	2 百万円
対象経費	<p>以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) ソフトウェア開発費 開発・改良（センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む。）に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。）及び使用料（先進的技術の技術開発ライセンス使用に対するものに限る。）、外部委託費、技術指導に対する謝金</p> <p>(2) 製品最適化費 ユーザーに対する試用提供を含む製品最適化に要するハードウェアのリース又はレンタルに要する経費、通信回線費、通信運搬費、交通費、消耗品費、雑役務費、外部委託費（市場分析、業務分析、技術検証に係るものに限る。）</p> <p>※外部委託費は、(1)(2)とも補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。</p>	<p>以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) ソフトウェア開発費 開発・改良（センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む。）に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。）及び使用料（先進的技術の技術開発ライセンス使用に対するものに限る。）、外部委託費、技術指導に対する謝金</p> <p>(2) 製品最適化費 ユーザーに対する試用提供を含む製品最適化に要するハードウェアのリース又はレンタルに要する経費、通信回線費、通信運搬費、交通費、消耗品費、雑役務費、外部委託費（市場分析、業務分析、技術検証に係るものに限る。）</p> <p>※外部委託費は、(1)(2)とも補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。</p>